

○国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究所 研究領域長に関する規程

改正 平成29. 3.16 28規則60 平成27年1月22日
規則第34号 令和6. 2.15 5規則48

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の8の規定に基づき、人文社会科学研究所研究部の各研究領域に研究領域長を置く。

(職務)

第2条 研究領域長は、全学の方針及び研究科の運営方針に基づき、当該研究領域の運営に関する事項を処理する。

(選考)

第3条 研究領域長は、当該研究領域を担当する教員の中から、当該研究領域を担当する教員の互選により選出された候補者につき、人文社会科学研究所教授会の議を経て、研究科長が選考し、学長が任命する。

(任期)

第4条 研究領域長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、研究領域長に欠員が生じた場合の補欠の研究領域長の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される研究領域長の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成29. 3.16 28規則60）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 2.15 5規則48）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。